

令和元年 7 月 22 日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

議会運営委員会

委員長 佐藤 肇

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和元年第 2 回定例会の課題等について
(2) 今後の委員会活動について
(3) 行政視察について
(4) その他

- 2 調査の経過 7 月 22 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和元年第 2 回定例会の課題については、各会派等の意見をもとに検討し、結果を全員協議会で周知することとした。
今後の委員会活動については、引き継ぎ課題の項目を中心に検討、研究していくこととした。
行政視察については、他の委員会とも協議し、課題を絞り込んだ上で実施する方向で進めることとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 令和元年第2回定例会の課題について
- (2) 今後の委員会活動について
- (3) 行政視察について
- (4) その他

2 日 時 令和元年7月22日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、
本田 篤、(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 なし

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:02)

佐藤(肇)委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。
これより議事に入ります。

(1) 令和元年第2回定例会の課題について

佐藤(肇)委員長 日程第1、令和元第2回定例会の課題についてを議題といたします。
本件は、7月3日開催の全員協議会で提起し、課題と考えられる点について各会派又は無
会派の方から事務局へ提出をいただき、提出された課題については議長より議会運営委員
会で検討協議するよう諮問されました。本日は、提出いただいた各会派等からの意見がま
とまりましたので、議会運営委員会としてこれら意見を参考に一定の方向性を出し、結果
については全員協議会で周知させていただきます。このような取り扱いにしたいと思いま
すが、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議がないようですのでそのようにしたいと
思います。それでは、資料が配付されていますので事務局より説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「6月定例会の課題等について 各会派等の意見」により説明)

佐藤(肇)委員長 ただいまの説明に質疑等はありませんか。(なし) 質疑がないようです

ので、資料に基づき課題ごとに協議をしたいと思います。

・一般質問について

佐藤（肇）委員長　まず、課題項目の1つ目の一般質問についてを協議をさせていただきます。それぞれ会派、無会派の皆様方から提案をいただいたことについて説明をしていただきたいと思います。

本田委員（魚沼輝成会）　一般質問の件につきまして、当会派の意見でございます。読んでのとおりでありますけれども、やはり議長許可のもとで発言するわけでありますから、それを無視することは許しがたい行為であると思ひまして、取り上げさせていただきました。議長からきちんとその辺は注意というか整理をしていただきたいという思いで取り上げさせていただきました。以上です。

佐藤（敏）委員（創生市民の会）　ここに書いてあるとおりなんですけど、一般質問を選択した議員の中に、再質問中の持論が長く何を質問しているのかわからないような質問があった。もう1点なんですけど、議員の質問の持ち時間は取り決めて質問プラス答弁で1時間となっている。時間切れとなる議員がいるので、質問開始前に終わりの時刻を議長から通知してはどうか。途中で、長くなる場合はあったこともあったんですが、一応話が出てましたので。

櫻井議会事務局長（執行部の意見）　執行部から言われておりました件でございますので、説明させていただいております。記載させていただいたとおりでございます。一般質問の中で、あくまでも一般質問でございますから、細かい数字をいきなり尋ねられてもなかなか答弁に窮するケースがあったということで、細かい数字的な質問はできれば事前通告しておいていただく、あるいは直接担当者のほうに聞いていただければ、すぐお答えするという対応したいということでございますので、一般質問の中でのなるべく細かい数字については、事前通告以外はお断りいただけないかという執行部からの提起でございます。

佐藤（肇）委員長　それでは、一般質問について、委員間討議という形をとりたいと思いますので、ここでしばらくの間休憩といたします。

休　　憩（10：08）

休憩中に自由討議

- ・再質問の仕方は、その人の発言の仕方なので、ここで取り上げてどうやって解決しようと思うのか。
- ・時間切れとなる議員がいることについては、自身がきちんと時間配分を守ってやるべきこと。新庁舎になると残時間が表示される。時間どおり守ってもらう。
- ・執行部からの意見については、事前に通告するという事だと思ふ。数値ばかりでなく、再質問においていきなり新しい話を出してくる人もいる。きちんと通告して、それに対する市長の答弁を受けて、もう少し突っ込みたいというところが一問一答方式の本来の姿だと思う。質問のやり方を理解してやっていくべきだと思う。
- ・一般質問を通告した議員と執行部が事前にやり取りをする議会もあると聞いている。そ

のほうが次の質問がわかりやすいと思う。その辺の検討はできないか。

・議員各位の自覚を求めたり、議長にお願いをしたりする部分があると思う。議員から出された意見については、こういう意見があったことを伝えて、各自で考えてもらうこととしたい。執行部からの意見についても、このような声があったことの周知を図りたい。

再 開 (10 : 14)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま休憩中に自由討議がありましたが、一般質問のそれぞれの意見の取り扱いについては、休憩中に討議した内容を議員個々に周知できるような形で今後申し送りをさせていただきたいと考えております。また、執行部から出てきた意見についても、同じく議員間に周知できるようにしたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。（異議なし）そのようにしたいと思います。

・発言について

佐藤（肇）委員長 次の項目、発言についてを協議させていただきます。それぞれ提案された方々から説明を求めたいと思います。

佐藤（敏）委員（創生市民の会） ここに書いてあるとおりです。

大平委員（日本共産党） ここに書いてあるとおりなんですが、1点だけ。真ん中辺で政治活動や個人の思想、信条の自由、これは現憲法で保障されている部分なんで、これに抵触するような発言というのは、茶飲み話ではありませんので、議会の議場で行うというのは私は本当にやってはいけない部類の発言だと思います。それであえてここで書かせていただいております。そういう意味も含めまして、今後このような個人で特定するようなところ、個人についての内面のところに踏み込んだ発言というのは慎むべきだし、やってはいけないと私は思っています。これを例として、こういうものを出してもらっても困ることが概念です。細かいところもあるんですが、主はそこです。

佐藤（肇）委員長 それでは休憩を取り、委員間討議とします。

休 憩 (10 : 16)

休憩中に自由討議

・注視するという表現ですので、それはそういうことで。本人に対して何らかの謝罪等を求めるのであれば、議場で、懲罰等の議員としてできる方法を使ってやっていくべきだと思う。ここで指摘してもおとがめなしということである。

・法律的にどうなのか。禁止することが法律的におかしいのかどうかをちゃんとしたほうがいい。

・この問題は、庁舎管理に関する規制についてから始まった一般質問である。その辺を踏まえて協議したほうがいいと思う。

・庁舎内で業務に関係ない行為が見受けられる部分の話が前段である。許可を受けてやっていれば可という話である。

・この問題点は、特定な事象なり特定の部分について名指しで可否を発言すると、特定の良し悪しのことになるので、その辺について気をつけなければならないことだろうと理解している。特定の部分についてを議会で発言するというのは、それだけの重みが出てくる。議員としては表現について気をつけることを自覚する必要がある。

・発言の内容について問題点だと思うのは、個人の思想や信条に踏み込むことである。議場での発言というのは重みがある。何でもしゃべっていいということではない。法令、憲法を踏まえて議場でのやり取りをする。これを踏まえて今後は議場で発言をしていただきたい。

・議会、議場での発言については、議員は責任を負わなければならないことをしっかりと考えた上で発言していただきたい。皆さんから意識を持っていただく。

再 開 (10:24)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま休憩中に協議をいたしました発言についてであります。議員それぞれの発言については責任を負う部分でありますので、そのことを踏まえ、議員に周知を図っていきたくて考えております。このように取り扱いさせていただきたいと思っております。

・正副議長の所信表明について

佐藤（肇）委員長 次に、正副議長の所信表明についてを協議をさせていただきます。提案者から説明を求めます。

渡辺委員（しんせいクラブ） ここに書いてあるとおりになんですけれども、所信表明は今、休憩中でさせていただいているんですが、また、議会基本条例にのっとってするにしても、大桃議員から指摘があったように、やはりきちんとうたわれていないところでしなきゃいけないこともあるということだと思っておりますけれども、それで議会基本条例を見直していかなければいけないということが言われていますので、ここにあるように、議会基本条例に選出の過程をオープンにすること、所信表明に対する質疑を行うことを検討するなどとか、それから選挙委員会の設置を検討すると書いてあるんですが、そのようなことをできれば、どこで検討するかわかりませんが、していただけたらと思っております。

佐藤（肇）委員長 それでは、しばらくの間休憩といたします。

休 憩 (10:26)

休憩中に自由討議

・他市の例を見させていただきながら、議会改革特別委員会でもいいので扱っていただけたらと思う。その結果は、次の改選までにきちんとしていただければと思う。

・今回、正副議長の選挙に係る部分、委員長の選出についてなどが意見として出ている。全体として関連するので、簡単に結論を出すのは難しいと思う。委員会に申し送られた点にも関係してくるので、今後の検討、協議としたいと考える。

再 開 (10 : 28)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。議長、副議長の所信表明についてですが、今後の委員会についての申し送り課題等にも関係をしてきますので、本委員会としては引き続き協議、検討するというところで取り扱いさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（異議なし）そのようにさせていただきます。

・正副議長の任期について

佐藤（肇）委員長 続きまして、正副議長の任期についてであります。このことについて説明いただきます。

渡辺委員（しんせいクラブ） これも申し合わせというような形で、一応議長の任期は2年という慣例となっていました。前々回のときに慣例が破られたということがございます。慣例としておくのがいいのか、また、どうするのかについてもう一度しっかりと検討すべきではないかと。慣例であるというものであれば、逆に申し合わせという形で文章に残さないと、なかなかこれはうまくいかないのではないかとということもありますので、他市のいろいろな例も検討いただいて、逆に当市では4年だと決めるのであれば、それもまた4年でもいいと思いますので、どうすべきかというところを魚沼市議会として検討していただければと思います。

佐藤（肇）委員長 しばらく休憩といたします。

休 憩 (10 : 30)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 30)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。正副議長の任期については、今後また本委員会で協議、検討とすることでさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）そのようにさせていただきます。

・委員長の希望を問うことについて

佐藤（肇）委員長 次に、委員長の希望を問うことについて協議をさせていただきます。提案者の説明をお願いします。

渡辺委員（しんせいクラブ） ここに書いてあるとおりですが、常任委員会の任期は委員会条例の中で2年と決められております。委員会とか特別委員会の希望を取ることについては構わないんですが、正副議長が決まらないうちに委員長の希望を取ると、その後で今度は委員長の希望をした人が正副議長なりのところに立候補しづらくなったりとか、派生し

ていろんなことが起きてきますので、今までここまでしたことがあったのかなど、自分でも記憶がないんですけれども、いろいろと当日の流れをうまく運びたいと気持ちはわからなくはないですが、時間とかいろいろなことを気にするよりはきちんと流れに沿ったやり方をしていただきたいと考えておりますので、これも申し合わせの中でどうするかということについても、それから選挙委員会とかというのを設置するとかいう形で調整すべきであって、今回各派の代表者が調整するとなっていたんですけど、各派の代表者ということになると、各派の代表者がまた議長に立候補するとか、委員長に立候補するとかとなるといろいろと問題もありますので、公正な選挙委員会等をつくるということのもまた検討していただければと思います。

佐藤（肇）委員長　しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（10：33）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：39）

佐藤（肇）委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま意見交換の中で検討いただきました課題については、今後、会派代表者会議等において、また当委員会として検討していただくということでまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）そのようにさせていただきます。

・申し合わせの検討について

佐藤（肇）委員長　最後に、申し合わせの検討について協議をさせていただきます。提案者の説明をお願いします。

渡辺委員（しんせいクラブ）　正副議長の申し合わせのことについてと同じようになるんですけど、いろいろと申し合わせの事項として書かれているものがありますよね。当市として、申し合わせとして一応文章化されているもの。文章化されていないんですけれども慣例としてこうだというようなことを言われていることもあります。慣例でこうだと言われていることが幾つかある中で問題だと、申し合わせの中に書かれていないものを慣例だからといってするのはおかしいと思いますので、そのあたりもう一回検討していただいて、魚沼市として慣例ですと言われている幾つかのものがもしあるとすれば、そういったものをもう一回検証していただいて、しっかりと申し合わせの中に書き込んでいただく作業を検討していただければと思います。

佐藤（肇）委員長　ここでしばらく休憩といたします。

休　　憩（10：41）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 41)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいまの申し合わせの検討につきましては、今後、本委員会として前段に出ました課題等と含めまして今後の検討課題とさせていただきたいと思いますが、そういう取り扱いでよろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定をいたしました。

・ 監査委員に対する一般質問の可否について

佐藤（肇）委員長 本件については、出された課題は以上であります。この際です皆様方から何かありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

最後に、前議長より引き継がれた課題項目であります、監査委員に対する一般質問の可否についてであります。本件は平成31年第1回魚沼市定例議会の課題として、6月13日に正副議長、議会運営委員長の3名で監査委員に、監査委員の答弁について申し入れを行った際、監査委員より課題提起がなされたものであります。資料が配付されておりますのでご覧いただきたいと思います。ピンクのアンダーラインの部分を各自ご確認をお願いいたします。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10 : 43)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 47)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいまの監査委員に関する部分につきましては、今後、全協等において議員全員に周知を図るということで取り扱いさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定をさせていただきます。

(2) 今後の委員会活動について

佐藤（肇）委員長 日程第2、今後の委員会活動についてを議題といたします。過去の委員会での調査事件について資料がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

櫻井議会事務局長 (資料「議会運営委員会での課題について」により説明)

佐藤（肇）委員長 今ほど説明がありました3つの引き継ぎ事項について目を通していただきたいと思います。1点目は議会基本条例の検証、2点目は陳情審査における参考人招致について、3点目は議会報告会のあり方について、この3つの事項を引き継いでおります。本件については、本委員会において引き続き課題として取り扱いをしていきたいと思いますが、ご意見ございませんか。

渡辺委員　ここに議会基本条例の検証とあるんですけども、これ、議会改革とかぶるところをどのような形でもっていこうと委員長は思っただけ確認させていただきたいと思います。

佐藤（肇）委員長　私の考え的には、本委員会で検証して、この議会基本条例については取りまとめしてきたものだと思っております。ですので、議会改革の部分につきましては、これも含めて一緒に検討はしていただけるものだと思いますので、私は両方でさせていただいてよろしいんじゃないかと考えております。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：50）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：54）

佐藤（肇）委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。今回、委員会に引き継ぎ課題として出された3件につきましては、今後、本委員会で引き続き検討、取り扱いをしていくということでさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定をいたしました。ここでしばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（10：55）

再　　開（11：05）

佐藤（肇）委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

（3）行政視察について

佐藤（肇）委員長　日程第3、行政視察についてを議題といたします。行政視察なんですが、それぞれ常任委員会では今まで年1回行政視察を実施されてきました。議運につきましても予算取りはしてある中で、今まで実施をされてこなかったということがあります。今回、議会運営委員会としても先進地等の視察を実施してはどうかという提案をいただきましたので、委員会に諮らせていただきたいと考えております。ここでしばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（11：05）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11：11）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。行政視察について、本委員会としてどのように取り扱いをさせていただいたらよろしいでしょうか。意見をいただきたいと思ひます。

大平委員 重要課題がありますので、そこをよく精査した上で行くというのが大事だと思います。お金があるからやるということではなくて、課題解決のために見てくる、勉強してくるというのが大事だと思うので、ぜひやっていただきたいと思ひます。

佐藤（肇）委員長 ほかにありませんか。（なし）ないようですので、まとめさせていただきたいと思ひます。議会運営委員会で行政視察を実施する方向で進めさせていただきたいと思ひますが、異議はございませんか。

本田委員 副委員長のニュアンスは、精査した上でということですが。

佐藤（肇）委員長 これから、中身を協議します。

本田委員 それをしない限りは、前提の意思決定ができないのでは。

佐藤（肇）委員長 それでは課題を本委員会に出させていただいて、それについて行くか行かないかという方向を決めるという順番でいいですか。それでは、今ほどご意見が出されましたけども、本委員会として課題を精査し、また他の委員会とも協議をする中で、議会運営委員会としてしっかりとした課題があれば、それをもとに行ってきたいということでもまとめさせていただきたいと思ひます。ここでまた、休憩とさせていただきます。

休 憩（11：14）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（11：23）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま協議をさせていただきましたけども、議運の行政視察につきましては、今後、他の委員長、議長とも協議の中で課題を整理させていただき、実施する方向でやっていきたいと思ひます。次回の委員会又はその次の委員会に報告できるようにまとめていきたいと思ひますので、それでよろしいでしょうか。（異議なし）そのようにさせていただきたいと思ひます。本件については以上といたします。

（４）その他

佐藤（肇）委員長 日程第４、その他を議題といたします。委員の皆さんから何かありませんか。（なし）なければ、その他は以上といたします。本日の会議録については委員長に一任願ひます。本日の議会運営委員会は閉会します。

閉 会（11：25）